

中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p>(略)</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 支援業務部門 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 支援業務部門の業務内容</p> <p>① 支援業務部門は、業務実施方針・方法に基づき、中小企業の再生に係る相談（窓口相談：第一次対応）に応じる。窓口相談の業務手順は「5. 窓口相談（第一次対応）」のとおりとする。</p> <p>② 支援業務部門は、窓口相談（第一次対応）で把握した相談企業の状況に基づき、再生計画策定支援を行うことが適当であると判断した場合には、必要に応じて、外部専門家（企業や事業の再生に関する高度の専門的な知識と経験を有する弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融関係者等）を活用しつつ、主要債権者（対象債権者のうち、相談企業に対する債権額が上位のシェアを占める債権者。）等との連携を図りながら具体的で実現可能な再生計画の策定支援（再生計画策定支援：第二次対応）を行う。再生計画策定支援の業務手順は「6. 再生計画策定支援（第二次対応）」のとおりとする。</p> <p>③ 支援業務部門は、中小企業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性等に関する広報活動に努めるほか、中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する広報等に努める。</p> <p>④ 支援業務部門は、中小企業の再生支援に係る成功事例、専門家情報、各種施策情報等、必要な情報の収集に努めるとともに、中小企業の再生支援にあたっ</p>	<p>(略)</p> <p>1.～3. (略)</p> <p>4. 支援業務部門 (1)～(2) (略)</p> <p>(3) 支援業務部門の業務内容</p> <p>① 支援業務部門は、業務実施方針・方法に基づき、中小企業の再生に係る相談（窓口相談：第一次対応）に応じる。窓口相談の業務手順は「5. 窓口相談（第一次対応）」のとおりとする。</p> <p>② 支援業務部門は、窓口相談（第一次対応）で把握した相談企業の状況に基づき、再生計画策定支援を行うことが適当であると判断した場合には、必要に応じて、外部専門家（企業や事業の再生に関する高度の専門的な知識と経験を有する弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士、金融関係者等）を活用しつつ、主要債権者（対象債権者のうち、相談企業に対する債権額が上位のシェアを占める債権者。）等との連携を図りながら具体的で実現可能な再生計画の策定支援（再生計画策定支援：第二次対応）を行う。再生計画策定支援の業務手順は「6. 再生計画策定支援（第二次対応）」のとおりとする。</p> <p>③ 支援業務部門は、中小企業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性等に関する広報活動に努めるほか、中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する広報等に努める。</p> <p>④ 支援業務部門は、中小企業の再生支援に係る成功事例、専門家情報、各種施策情報等、必要な情報の収集に努めるとともに、中小企業の再生支援にあたっ</p>

て有効な手法等について調査研究を行い、その成果の普及に努める。

⑤ 統括責任者は、別途中小企業庁が定める行動指針を踏まえ、認定支援機関の長と協議のうえ、事業年度毎の事業計画を作成する。

⑥ 統括責任者は、協議会の会長に対し、適宜、業務の遂行状況の報告を行うとともに、全体会議において窓口相談での対応状況、再生計画策定支援の実績等について報告を行う。

5. 窓口相談（第一次対応）

窓口相談の業務手順は、以下のとおりとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 統括責任者は、事業の再生が極めて困難であると判断した場合にも、相談企業にその旨を伝え、必要に応じ、相談企業の経営者に対する「経営者保証に関するガイドライン」を活用した保証債務整理などの支援や弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。

(5) 統括責任者は、窓口相談（第一次対応）の結果について、中小企業庁が別途定める様式に従って窓口相談対応報告書を作成し、各経済産業局等及び中小企業再生支援全国本部（以下、「全国本部」という。）へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

6. 再生計画策定支援（第二次対応）

再生計画策定支援の業務手順は、以下のとおりとする。

なお、再生計画の策定にあたり、法人税法第25条第3項及び第33条第4項並びに同法第59条第2項第1号の適用を受けることを想定している場合に

て有効な手法等について調査研究を行い、その成果の普及に努める。

(新設)

⑤ 統括責任者は、協議会の会長に対し、適宜、業務の遂行状況の報告を行うとともに、全体会議において窓口相談での対応状況、再生計画策定支援の実績等について報告を行う。

5. 窓口相談（第一次対応）

窓口相談の業務手順は、以下のとおりとする。

(1) ～ (3) (略)

(4) 統括責任者は、事業の再生が極めて困難であると判断した場合には、相談企業にその旨を伝え、必要に応じて、弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。

(5) 統括責任者は、窓口相談（第一次対応）の結果について、中小企業庁が別途定める様式に従って窓口相談対応報告書を作成し、各経済産業局等に提出するとともに、その写しを中小企業再生支援全国本部（各認定支援機関における協議会事業に対して助言等の支援業務等を行う全国的な組織。以下、「全国本部」という。）へ送付するものとする。

6. 再生計画策定支援（第二次対応）

再生計画策定支援の業務手順は、以下のとおりとする。

なお、再生計画の策定にあたり、法人税法第25条第3項及び第33条第4項並びに同法第59条第2項第1号の適用を受けることを想定している場合に

は、中小企業庁が別に定める「中小企業再生支援スキーム」に従うものとする。
また、再生計画の策定に伴い、保証人について「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理の支援を実施する場合には、中小企業庁が別に定める「中小企業再生支援協議会等の支援による経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理手順に従うものとする。

(1) (略)

(2) 再生計画策定支援の開始

① 統括責任者又は統括責任者補佐は、窓口相談段階で把握した相談企業の状況を基に、再生計画の策定を支援することが適当であると判断した場合には、相談企業の承諾を得て、主要債権者に対し、財務及び事業の状況並びに再生可能性を説明し、主要債権者の意向を確認する。

② 統括責任者は、主要債権者の意向を踏まえ、認定支援機関の長と協議の上、再生計画の策定を支援することを決定する。

③ 統括責任者は、①の再生計画策定支援を行うことが適当であるかどうか判断する場合、又は再生計画策定支援に移行する前に特に事業面の支援が必要な場合において、認定支援機関が保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、外部専門家を補助者として活用することが支援の円滑な実施のために必要であると認めるときは、外部専門家の協力を要請することができる。

④ 統括責任者は、再生計画策定支援を行うことを決定した場合には、その旨を相談企業に通知する。また、相談企業の状況に応じて、主要債権者及び必要な対象債権者に対し、再生計画策定支援を行うことを伝え、協力を要請する。

⑤ 統括責任者は、再生計画策定支援を行うことを決定した場合には、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応開始報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

は、中小企業庁が別に定める「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」に従うものとする。

(1) (略)

(2) 再生計画策定支援の開始

① 統括責任者又は統括責任者補佐は、窓口相談段階で把握した相談企業の状況を基に、再生計画の策定を支援することが適当であると判断した場合には、相談企業の承諾を得て、主要債権者に対し、財務及び事業の状況並びに再生可能性を説明し、主要債権者の意向を確認する。

② 統括責任者は、主要債権者の意向を踏まえ、認定支援機関の長と協議の上、再生計画の策定を支援することを決定する。

③ 統括責任者は、①の再生計画策定支援を行うことが適当であるかどうか判断する場合、又は再生計画策定支援に移行する前に特に事業面の支援が必要な場合において、認定支援機関が保有する支援機能、人材及びノウハウに加えて、外部専門家を補助者として活用することが支援の円滑な実施のために必要であると認めるときは、外部専門家の協力を要請することができる。

④ 統括責任者は、再生計画策定支援を行うことを決定した場合には、その旨を相談企業に通知する。また、相談企業の状況に応じて、主要債権者及び必要な対象債権者に対し、再生計画策定支援を行うことを伝え、協力を要請する。

⑤ 統括責任者は、再生計画策定支援を行うことを決定した場合には、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応開始報告書を作成し、各経済産業局等に提出するとともに、その写しを全国本部へ送付するものとする。

(3) 個別支援チームの編成

① 再生計画策定支援の開始を決定した場合には、統括責任者は、統括責任者や統括責任者補佐の他、原則として外部専門家から構成される個別支援チームを編成し、再生計画の策定の支援を行う。ただし、迅速かつ簡易な再生計画の策定支援を実施する場合など統括責任者が個別支援チームに外部専門家を含めないと判断する場合はこの限りではない。なお、個別支援チームに含める外部専門家には、公認会計士又は税理士を含めることとし、債権放棄等の要請を含む再生計画の策定を支援することが見込まれる場合には、原則として弁護士及び公認会計士を含めることとする。

② 統括責任者は、原則として、統括責任者補佐の出向元が主要債権者となる再生計画策定支援を行う場合、統括責任者補佐が相談企業又は対象債権者等との間に利害関係を有する場合その他必要と認める場合は、当該統括責任者補佐を個別支援チームの一員として参画させてはならない。ただし、当該統括責任者補佐を参画させないことにより当該支援業務の円滑な運営に支障を来すおそれがある場合に限り、統括責任者は相談企業及び対象債権者等の承諾を得て、当該統括責任者補佐を個別支援チームに参画させることができる。

③ 外部専門家を活用する場合、統括責任者は、相談企業及び主要債権者との間に利害関係を有しない外部専門家を選定する。

(4) 再生計画案の作成

① 個別支援チームは、原則として、個別支援チームに参画する公認会計士又は税理士による財務面（資産負債及び損益の状況）の調査分析及び個別支援チームに参画する中小企業診断士等による事業面の調査分析を通じ、相談企業の財務及び事業の状況を把握し、それに基づき、相談企業の再生計画案の作成を支援する。

(3) 個別支援チームの編成

① 統括責任者は、統括責任者や統括責任者補佐から構成される個別支援チームを編成し、再生計画の策定の支援を行う。なお、個別支援チームには、必要に応じて、弁護士、公認会計士又は税理士等の外部専門家を含めることができる。

② 統括責任者は、原則として、統括責任者補佐の出向元が主要債権者となる再生計画策定支援を行う場合、統括責任者補佐が相談企業又は対象債権者等との間に利害関係を有する場合その他必要と認める場合は、当該統括責任者補佐を個別支援チームの一員として参画させてはならない。ただし、当該統括責任者補佐を参画させないことにより当該支援業務の円滑な運営に支障を来すおそれがある場合に限り、統括責任者は相談企業及び対象債権者等の承諾を得て、当該統括責任者補佐を個別支援チームに参画させることができる。

③ 必要に応じて、外部専門家を活用する場合、統括責任者は、相談企業及び主要債権者との間に利害関係を有しない外部専門家を選定する。

(4) 再生計画案の作成

① 個別支援チームは、相談企業の財務及び事業の状況を把握し、それに基づき、相談企業の再生計画案の作成を支援する。なお、公認会計士又は税理士による財務面（資産負債及び損益の状況）の調査分析及び中小企業診断士等による事業面の調査分析については、必要不可欠な場合に限り実施するものとする。

② 相談企業は、個別支援チームの支援のもと、再生に向けて核となる事業の選定とその事業の将来の発展に必要な対策を立案し、必要に応じて他の中小企業支援施策を活用し、具体的かつ実現可能な再生計画案を作成する。

③ 相談企業、主要債権者及び個別支援チームは、財務及び事業の状況の調査分析や再生計画案作成の進捗状況に応じて適宜会議を開催し、協議・検討を行い、再生計画案について相談企業と主要債権者との合意形成を図る。この会議には、必要に応じて、主要債権者以外の対象債権者、スポンサー候補者等も参加することができる。

④ 6（4）①に代えて、個別支援チームは、相談企業が実施した財務面の調査分析又は事業面の調査分析の全部又は一部の検証を通じ、相談企業の財務及び事業の状況を把握し、それに基づき、相談企業の再生計画案の作成を支援することができる。なお、相談企業が実施した調査分析結果については、原則として、個別支援チームに参画する公認会計士又は税理士が財務面を、個別支援チームに参画する中小企業診断士等が事業面をそれぞれ検証するものとする（以下、個別支援チームによる検証を通じて相談企業の財務及び事業の状況を把握する方式を「検証型」という。）ただし、迅速かつ簡易な再生計画の策定支援を実施する場合など個別支援チームに外部専門家を含めないと統括責任者が判断した場合には統括責任者が財務及び事業の状況の把握を行う。

（5）（略）

（6）再生計画案の調査報告

① 再生計画案に金融支援を含む場合、統括責任者は、再生計画案の内容の相当性及び実行可能性を調査し、調査報告書を作成の上、対象債権者に提出する。ただし、債権放棄等を要請する内容を含む再生計画案に関する調査報告書の作成については、原則として個別支援チームに参画した弁護士が再生計画案の内

② 相談企業は、個別支援チームの支援のもと、再生に向けて核となる事業の選定とその事業の将来の発展に必要な対策を立案し、必要に応じて他の中小企業支援施策を活用し、具体的かつ実現可能な再生計画案を作成する。

③ 相談企業、主要債権者及び個別支援チームは、財務及び事業の状況の把握や再生計画案作成の進捗状況に応じて適宜会議を開催し、協議・検討を行い、再生計画案について相談企業と主要債権者との合意形成を図る。この会議には、必要に応じて、主要債権者以外の対象債権者、スポンサー候補者等も参加することができる。

（新設）

（5）（略）

（6）再生計画案の調査報告

① 統括責任者は、再生計画案の内容の相当性及び実行可能性を調査し、調査報告書を作成の上、対象債権者に提出する。ただし、弁護士が個別支援チームに参画した場合は、同弁護士が債権放棄等を要請する内容を含む再生計画案に関する調査報告書の作成については、再生計画案の内容の相当性及び実行可能性

容の相当性及び実行可能性を検証し、行うこととする。

② 調査報告書には、次に掲げる事項を含めることとする。ただし、(iii)については、債権放棄等を要請する内容を含む再生計画案である場合に限る。

- (i) 再生計画案の内容
- (ii) 再生計画案の実行可能性
- (iii) 法的手続きと比較した経済合理性（私的整理を行うことの経済合理性）
- (iv) 金融支援の必要性
- (v) 金融支援の合理性

(7) (略)

(8) 再生計画策定支援の完了

① 再生計画策定支援の完了時点は、再生計画が成立した時点とする。再生計画策定支援にかかる標準処理期間（第二次対応開始から再生計画策定支援の完了まで）は原則として、6か月（検証型の場合は4ヵ月）とする。

② 統括責任者は、再生計画策定支援が完了した場合、支援内容を認定支援機関の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応完了報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

(9) 再生計画策定支援の終了

① 再生計画策定支援を開始した後、再生計画案の作成を断念した場合、再生計画について全ての対象債権者の同意を得られる見込みがない場合、再生計画について全ての対象債権者の同意を得られなかった場合（ただし、本要領6.(7)③に基づき変更後の再生計画が成立した場合を除く。）など、再生計画策定支援が完了しないことが明らかとなったとき、統括責任者は、再生計画策定支援の

を検証し、行うことができる。

② 調査報告書には、次に掲げる事項を含めることとする。ただし、(iii)については、債権放棄等を要請する内容を含む再生計画案である場合に限る。

- (i) 再生計画案の内容
- (ii) 再生計画案の実行可能性
- (iii) 法的手続きと比較した経済合理性（私的整理を行うことの経済合理性）
- (iv) 金融支援の必要性
- (v) 金融支援の合理性

(7) (略)

(8) 再生計画策定支援の完了

① 再生計画策定支援の完了時点は、再生計画が成立した時点とする。再生計画策定支援にかかる標準処理期間（第二次対応開始から再生計画策定支援の完了まで）は原則として、2か月とする。

② 統括責任者は、再生計画策定支援が完了した場合、支援内容を認定支援機関の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応完了報告書を作成し、各経済産業局等に提出するとともに、その写しを全国本部へ送付するものとする。

(9) 再生計画策定支援の終了

① 再生計画策定支援を開始した後、再生計画案の作成を断念した場合、再生計画について全ての対象債権者の同意を得られる見込みがない場合、再生計画について全ての対象債権者の同意を得られなかった場合（ただし、本要領6.(7)③に基づき変更後の再生計画が成立した場合を除く。）など、再生計画策定支援が完了しないことが明らかとなったとき、統括責任者は、相談企業に対して再

終了を認定支援機関の長に報告し、相談企業に対して再生計画策定支援の終了を通知するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応終了報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

② ①の場合であっても、支援業務部門は、相談企業の要請に基づき、事業面での支援や弁済計画の策定支援、専門家の紹介など可能な範囲での支援を行うが、事業の再生等が極めて困難であると判断した場合であっても、相談企業にその旨を伝え、必要に応じ、相談企業の経営者に対する「経営者保証に関するガイドライン」を活用した保証債務整理などの支援や弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。

7. (略)

8. 再生計画策定支援が完了した案件のフォローアップ

(1) 計画遂行状況等のモニタリング

① 支援業務部門は、主要債権者と連携の上、必要に応じて、外部専門家の協力を得て、再生計画策定支援が完了した後の相談企業の計画達成状況等について、モニタリングを行う。

② 支援業務部門は、相談企業の計画達成状況等について適時・適切なモニタリングの時期を定めるものとする。

③ モニタリングの期間は、企業の状況や再生計画の内容等を勘案した上で、再生計画が成立してから概ね3事業年度（再生計画成立年度を含む。）を目途として、決算期を考慮しつつ、必要な期間を定めるものとする。

④ 支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、相談企業に対し、必要に応じ外部専門家の協力を得て、再生計画の達成に向けた助言を行う。ただし、支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、事業の再生が極めて困難である

生計画策定支援の終了を通知するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応終了報告書を作成し、各経済産業局等に提出するとともに、その写しを全国本部へ送付するものとする。

② ①の場合であっても、支援業務部門は、相談企業の要請に基づき、事業面での支援、専門家の紹介など可能な範囲での支援を行うことができる。

7. (略)

8. 再生計画策定支援が完了した案件のフォローアップ

(1) 計画遂行状況等のモニタリング

① 支援業務部門は、主要債権者と連携の上、必要に応じて、外部専門家の協力を得て、再生計画策定支援が完了した後の相談企業の計画達成状況等について、モニタリングを行う。

② 支援業務部門は、相談企業の計画達成状況等について適時・適切なモニタリングの時期を定めるものとする。

③ モニタリングの期間は、企業の状況や再生計画の内容等を勘案した上で、再生計画が成立してから概ね3事業年度（再生計画成立年度を含む。）を目途として、決算期を考慮しつつ、必要な期間を定めるものとする。

④ 支援業務部門は、モニタリングの結果を踏まえ、相談企業に対し、必要に応じ外部専門家の協力を得て、再生計画の達成に向けた助言を行う。

と判断した場合にあっても、相談企業にその旨を伝え、必要に応じ、相談企業の経営者に対する「経営者保証に関するガイドライン」を活用した保証債務整理などの支援や弁護士会などを通じて弁護士を紹介する等、可能な対応を行う。

⑤ 支援業務部門は、モニタリングの期間が終了した時には、相談企業の計画達成状況等を踏まえ、その後の支援業務部門のモニタリングの可否を判断する。

(2) (略)

9. ～10. (略)

(削除)

⑤ 支援業務部門は、モニタリングの期間が終了した時には、相談企業の計画達成状況等を踏まえ、その後の支援業務部門のモニタリングの可否を判断する。

(2) (略)

9. ～10. (略)

11. 事業計画

統括責任者は、別途定める行動指針を踏まえ、認定支援機関の長と協議のうえ、事業年度毎の事業計画を作成する。事業計画においては再生計画策定支援の目標件数を設定し、事業者の相談窓口となる機関との連携施策等の具体的な内容を定めることとする。